

第1章 総 則

第1条 競技会の名称

2002 ワールド エコノ ムーブ グランプリ 第4戦

6th EV ENJOY TRIAL in 白浜

第2条 主催及び後援

主催：和歌山県高等学校教育研究会工業部会

EV ENJOY TRIAL 実行委員会

後援：全国工業高等学校協会

(予定)近畿工業高等学校長協会

和歌山県教育委員会

和歌山県

白浜町

和歌山市

和歌山県自動車教育推進協議会

財団法人 日本自動車教育振興財団

J M R C 近畿和歌山支部

第3条 大会役員

大会会長	立石 誠一	(白浜町長)
大会実行委員長	西本 紘一	(県立和歌山工業高等学校長)
大会副実行委員長	米田 良國	(県立和歌山第二工業高等学校長)
"	武内 瀧雄	(県立紀北工業高等学校長)
"	上野 宏行	(県立和歌山高等学校長)
"	中 公之	(県立箕島高等学校長)
"	園部 尚正	(県立御坊商工高等学校長)
"	岸裏 廣宣	(県立田辺工業高等学校長)
"	上田 邦生	(県立新宮高等学校長)
大会実行委員	金場 誉	(県立和歌山工業高等学校)
"	高垣 正樹	(")
"	西村 文宏	(")
"	久原 享	(")
"	森田 康夫	(")
"	間藤 好紀	(")

第4条 競技役員

競技審査委員長	家本 欣明
競技審査副委員長	山本 保
競技審査委員	小倉 敏夫
競技長	高垣 正樹
副競技長	沼井 宏文
コース委員長	西村 文宏
コース副委員長	楠部 敬
コース委員	森田 康夫
計時委員長	竹中 良文
計時副委員長	打村 郁也
計時委員	嶋田 光宏
技術委員長	金場 誉
技術副委員長	関 直弘

技 術 委 員 芝本 貞夫
事 務 局 長 久原 享
事 務 局 間藤 好紀

第 2 章 開 催

第 5 条 開催日
平成 1 4 年 1 0 月 2 6 ~ 2 7 日 (土 ~ 日)

第 6 条 開催場所
旧南紀白浜空港
和歌山県西牟婁郡白浜町 2 9 2 6

第 7 条 タイムスケジュール

2 6 日 (土)

10:00 ~ ゲートオープン
13:00 ~ 15:00 受付 1
13:30 ~ 16:00 練習走行 (フリー)
16:30 ~ ゲートクローズ

競技参加者・オフィシャル
は、受付 1 若しくは受付 2
の時間帯のいずれかで受付
をして下さい。

2 7 日 (日)

7:30 ~ ゲートオープン
8:00 ~ 8:30 受付 2
8:00 ~ 9:00 車検
8:30 ~ 9:30 公式練習
9:45 ~ 10:15 開会式・ブリーフィング
10:45 ~ 競技 (第 1 ヒート) 開始
12:30 ~ 13:00 競技 (第 2 ヒート) のスタート順発表、バッテリー配布・封印
13:30 ~ 競技 (第 2 ヒート) 開始
14:30 競技 (第 2 ヒート) 終了
15:00 ~ 技術交流会・暫定結果発表
15:30 ~ 16:00 表彰式・閉会式

第 8 条 大会事務局

EV ENJOY TRIAL 実行委員会事務局

〒641-0036 和歌山市西浜 3 丁目 6 番 1 号

和歌山県立和歌山工業高等学校 (担当) 高垣 正樹

Email wkb@cypress.ne.jp TEL (ダイヤル) 073-444-2400 (内 365) FAX 073-444-2510

第 3 章 参 加

第 9 条 参加資格

高校生を主体としたチーム (スクールクラス) であれば、出場できる。それ以外の参加希望チーム (オープンクラス) については実行委員会が決定する。

チームメンバーはチーム代表者 (スクールクラスは教職員とする。) 1 名、正ドライバー 1 名、ピットクルー 3 名以内の、合計 3 名以上 5 名以内とする。ただし、副ドライバーはピットクルーの内の 1 名が兼ねるものとする。

第 10 条 参加料・参加申し込み

スクールクラス 1 チーム ¥ 1 5 , 0 0 0 . (保険料約 8 , 0 0 0 円を含む)

オープンクラス 1 チーム ¥ 1 7 , 0 0 0 . (保険料約 8 , 0 0 0 円を含む)

平成14年7月7日(日)～平成14年9月9日(月)(当日消印有効)

所定の申込書に必要事項を記入し、参加料を添えて現金書留による郵送とすること。電話による申し込みは受け付けない。

第11条 参加受理

1. 正式参加受理は参加申込締切後、14日以内に各参加者宛に通知する。
2. 主催者は、理由を明示することなく参加拒否をする権限を有する。この場合、参加料は、全額返却する。
3. 正式参加受理後、参加料は一切返還しない。
4. チームメンバー及びドライバーの変更は、受付時までは可能である。
ただし、平成14年10月1日(火)以後の変更内容に関しては、公式リストに記載されないことがある。

第12条 参加台数

原則として40台までとする。

第13条 保険・損害の補償

参加チームのメンバーは全員本大会に関し別紙所定の保険に加入しなければならない。すべての参加者は、事故・破損・紛失・盗難等理由の如何に関わらず、損害が生じた場合自己の責任において一切の処理をしなければならない。また主催者および大会役員、大会競技役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを承知していなければならない。即ち、大会役員、競技役員がその職務に最善を尽くすことは勿論であるが、もしその職務遂行によって起きたものであっても、参加者、ゲスト、観客大会関係者等の死亡・負傷・車両損害に対しては、一切の損害賠償責任は負わないものとする。

第4章 競 技

第14条 競技概要

この競技はもの作りの推奨の精神にのっとり、ピットクルー、ドライバー等チーム全体の総合技術力を競い、かつ限られた時間内に、限られた電気エネルギーを効率よく使い、走行距離を競うものである。

第15条 コース

旧南紀白浜空港に設置された周回コース約2.4kmを使って行われる。

第16条 競技方法

1. 第1ヒートは、ルマン方式のスタートにより指定されたコースを走行したときのタイムを競うものである。このときの計時はNHKまたはNTTの時報を基準にした役員の時計を用い、競技車両の前輪が計測ラインを通過したときとする。計時方法は秒未満を切り捨てとし、時・分・秒で記録する。また、この順位は第2ヒートのスタート順とする。
2. 第2ヒートは、各チームにイコールコンディションのバッテリーが支給され、それぞれの性能に応じた走行方法で、競技時間60分での走行距離を競う。
3. 第1ヒート、第2ヒートとも競技車両の外観は同一であること。

第17条 練習走行

指定された時間内では、競技役員の指示に従って走行し、車両のセッティング等に利用してよい。

第18条 スタート

(第1ヒート)1号車よりゼッケン順に1分間隔で行う。

(第2ヒート)第1ヒートの成績順に並び、スタンディングスタートとする。

第19条 競技終了

競技開始60分00秒後に赤色旗の合図で競技終了とする。

全ての競技車両は直ちに停車し、ドライバーはコース委員の巡回を待ち、走行距離の測定をした時点で競技終了となる。

第20条 走行

原則として全ての競技車両は左側走行とする。

走行は車間距離や速度差に充分配慮し、先行車両に追いついたときには警笛で合図をした後、右側を追い越すこととする。

後方に追い越そうとしている競技車両がある場合は、安全かつ速やかに進路を譲って追い越しをさせること。

いかなる場合も逆走行やショートカットをしてはならない。

競技途中で故障・バッテリー切れにより停車する場合は、他の競技車両の障害にならないよう、停車させること。また修理等でピットクルーがコース内に入る事は出来ない。

全ての競技者は競技中に緊急車両、オフィシャルカー等がコース内を走行することを承知していなければならない。

第21条 成績

走行距離の多い者を上位とする。

第22条 競技の中止

次のような場合、参加者の安全を考え、競技を中止することがある。

強風の場合

豪雨の場合

災害によりコ - スが使用不能の場合

その他、大会本部が競技の開催または続行が不可能と判断した場合。

第23条 信号旗

競技に使用する信号旗は以下の通りである。

国旗：スタ - ト時

青色旗：後方から速い車輛が接近している場合

黄色旗：走行注意

赤色旗：ただちに全車両停止（競技終了時、または競技中止等）

チェッカ - 旗：第1ヒートのゴール時

第5章 車両規則

第24条 シャシー・ボディ

次の項目を満たしていれば、競技車両のデザインおよび構造は自由である。

車両サイズ：走行中の競技車両は全長3.0m、全幅1.2m、全高1.6m以内とする。ただし、コーナリング中のタイヤ等のはみ出しは可とする。

車輪数：3輪または4輪であり、走行中少なくとも3輪は常に接地していること。

ブレーキ：ドライバーが搭乗した状態で8%の勾配のパネル上に制止可能なブレーキを装備すること。

第25条 モータ

特に制限はしない。

第26条 バッテリー

第2ヒートの競技中は指定されたバッテリー以外を使用することは出来ない。

本大会で指定し、支給するバッテリー（公式電池）は次の通りである。

・メーカー：(株)ユアサコーポレーション

・形式番号：「YT4L - BS」

・容量：3Ah / 10HR × 2個

・外形寸法：約長さ114 [mm] × 幅71 [mm] × 高さ86 [mm]

・重量 : 約1.45kg (電解液を含む) × 2 個

・端子電圧 : 1 2 [V]

公式電池は満充電したものを単品で2個, 大会当日第1ヒートの競技終了後大会本部より支給するものとする。接続等は各自が行う。

公式電池の追加充電を行ってはならない。

公式電池を破損させたチームは失格とする。

仕様に関しては変更もあり得る。

第27条 コンデンサ

コンデンサを使用する場合は, スタート前に電荷が「ゼロ」であることを証明しなければならない。

第28条 電装品および他のエネルギー源

電気配線は車検時, 外からそのとりまわしが確認できる状態でなければならず, 例えばパイプ等の中を通してはならない。また, 第2ヒートの競技に際しては, 支給されたバッテリー以外のいかなる電池も搭載できない。ただし, 独立配線が確認できるスピードメータ、警笛に限り搭載を認める。又、無線機の使用は許可しない。ただし、市販の携帯電話およびPHSの持ち込みは可とし、走行中はハンズフリー装置を使用すること。人力を含めて、走行の補助となりうる機構または装備は一切認められない。他のエネルギー源が搭載されていると疑われる構成、部分がある場合は車検に合格出来ない場合がある。ただし、駆動用モータによる回生制動は、省エネ走行をテーマとする本大会の趣旨に合致しているので奨励する。

第29条 安全性

競技車両の外側およびコクピット内に危険な突起物があってはならない。

ドライバーは競技中不快感を与えない長袖, 長ズボン, 短靴, JISマーク以上のヘルメットと, 指先までかくれるグローブを着用しなければならない。

ドライバーは電氣的ショックから保護されていなければならない。

緊急の場合に備え, ドライバーは速やかに自力で脱出できること。

運転姿勢: 運転時, ドライバー頭部がつま先より前に位置してはならない。

警笛: ベルまたはクラクションを装備すること。

視界: 安全走行に著しく支障をきたすような車体構造の場合には, 車検時に修正を命じる場合がある。

バックミラー: 左右の後方の確認ができるものを1個以上装備すること。

ドライバーに接触する恐れのある高速回転体(チェーン, スプロケット, ギアなど)には保護カバーを付けること。

第30条 車検

競技に参加するすべての車両は, 大会当日の車検を受けなければならない。

競技に参加するすべての車両は, 車両規則に基づく項目毎にその適合の確認を受けなければならない。

技術委員長より車両の修正を命じられ時間内にこれを行えない場合は, 競技に出場できない。

車検終了後は車両規則に定めた内容に関して変更してはならない。

競技終了後, 再車検をする場合がある。

第31条 ゼッケン

参加車両は主催者が支給するゼッケン(縦20cm × 横20cm 2枚 + 直径18cm 1枚) 3枚を指定された場所に貼らなければならない。

第32条 ドライバーの体重

ドライバーの体重は60kg以上とする。

60kgに満たないドライバーは**不足分のウエイト(各自で用意)**を搭載することとする。このウエイトは車検時, ゴール後の再車検時に確認することとする。

第6章 その他

第33条 罰則

第1ヒートにおいて、反則行為は1分を所要タイムに加算する。

第34条 失格

次のような場合、失格を命ずることがある。

公式電池の封印を開封、またはケースの破損が見られた場合。

第2ヒート競技中、支給されたバッテリー以外の電池または別の動力手段が用いられたことが確認された場合。

競技走行中に手押し、または足により、明らかに走行を補助している行為が認められた場合。

(競技役員が許可をした場合はこの限りでない。)

競技役員の指示に従わなかった場合。

審査委員会が悪質なマナー違反と判断した場合。

第35条 抗議

参加者およびドライバーは自分が不当に処遇されていると判断したとき、これに対して抗議することができる。抗議を行う場合は、必ず書面により理由を明記し、競技長を経て競技審査委員会に提出しなければならない。審査委員会の裁定結果は当事者に口頭で伝えられ、公式通知で発表されることもある。ただし、コース委員の判定および計時に関する抗議は受け付けない。技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。

成績に関する抗議は暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

競技中の過失または反則に対する抗議はドライバーがゴール後30分以内に提出しなければならない。

第36条 賞典(予定)

第1ヒート 優勝

第2ヒート オープン1位~3位, スクール1位~6位

工業部会長賞

白浜町長賞

和歌山市長賞

YUASA賞

ENJOY賞

TRIAL賞

各賞

記録証明書: 第2ヒートにおいて、コースを1周以上したチームには走行記録証明書を授与する。

第37条 肖像権

参加者は本大会の啓蒙・広報活動のために、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌等におけるドライバーおよび車両の肖像権を大会実行委員会に提供するものとする。

第38条 広告

競技車両の車体に広告をつけることができる。ただし、マークやレタリングは不快感を与えるものであってはならない。

第39条 補則

すべての参加者は、競技運営上のあらゆる規定(公式通知も含む)、大会競技役員の指示に従い、常に明朗かつ公正に行動し、言動を慎み、「6th EV ENJOY TRIAL in 白浜」大会を構成するあらゆる関係機関および関係者の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。